

●香川県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年5月22日から同年6月12日まで一般の縦覧に供する。

平成24年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東小川字前谷269番2地先から 丸亀市飯山町東小川字上川井361番1地先まで	前	13.0~14.8	60	川井橋架け替え工事に 伴う仮設道の設置
	後	13.0~14.8	60	
		6.0~11.5	74	

- 4 供用開始の期日 平成24年5月22日